

Tottori Institute of Invention and Innovation

Chizai Tottori



知財とっとり

2017

11月号 Vol. **80**



紅葉の大山を三鈺峰より眺める
～鳥取県西伯郡大山町～

写真提供：三垣志織 様

発行：鳥取県知的所有権センター
〒689-1112 鳥取市若葉台南7-5-1

- 一般社団法人鳥取県発明協会
TEL : 0857-52-6728 FAX : 0857-52-6674
- 公益財団法人鳥取県産業振興機構
TEL : 0857-52-6722 FAX : 0857-52-6674

知財 とっとり



Vol. 80
2017.11月号

鳥取県知的所有権センターポータルサイト



<http://tottorichizai.com/>

とっとりちがい

検索

鳥取県知財総合支援窓口



<http://torimado.com/>

知的財産、まるごと解決

検索

鳥取県発明協会



<http://www.toriton.or.jp/~thatsu/>

とっとりはつめい

検索

❖ 目次 ❖

1. 「知財専門家駐在日」のお知らせ (平成29年12月)
2. 「平成29年度中国地方発明表彰」報告
『鳥取県版特許集2018』原稿募集のお知らせ
3. 知的財産戦略セミナーのお知らせ (再掲)
4. 平成29年度 外国出願補助金 募集期間延長
- 5.~6. 鳥取県知的所有権センター 担当者より
7. 知財Q & A
8. 書籍のお知らせ 2017.11
9. 鳥取県特許関係情報 (平成29年10月発行)



～三鈷峰から望む紅葉～



～大神山神社に続く日本一長い石畳の参道～

写真提供:三垣 志織 様

「知財専門家駐在日」のお知らせ

「知財総合支援窓口」

(独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)請負事業)

月 日	時 間	場 所	知 財 専 門 家
12月 4日 (月)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構 西部支部 2階	田中(俊)弁理士
12月 7日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	中西弁理士
12月14日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	黒住弁理士
12月21日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	田中(秀)弁理士
12月22日 (金) <small>12/28が年末のため開催日が変更 となっております</small>	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	上田弁護士

※ 上記相談の対象は中小企業、個人事業主及び創業検討中の方のみとなります。
その他の方は知財コーディネーターが対応させていただきます。

※ 日程が変更になる場合がありますので、電話及びE-mail等にてご確認ください。
鳥取県知財総合支援窓口サイト (<http://torimado.com/>) では、窓口状況の確認もできますので
ご利用ください。

お申し込み連絡先

鳥取県知財総合支援窓口



■TEL 東部窓口：0857-52-5894
西部窓口：0859-36-8300



■E-mail: torimado@toriton.or.jp

「知財総合支援窓口」の電話が話し中の場合は下記におかけ直してください。」

一般社団法人鳥取県発明協会 0857-52-6728
公益財団法人鳥取県産業振興機構 0857-52-6722

★商工会議所・図書館での相談会等のご案内

※ご予約・お問い合わせは、各会場にご連絡ください。各会場共通 開催時間は13:00~16:00

月 日	会場(予約・問合せ先電話)	名 称	時 期
12月 5日 (火) 12月 19日 (火)	倉吉市立図書館 (TEL: 0858-47-1183)	特 許 等 無 料 相 談 会	毎月第1・3火曜日 (13:00~16:00)
12月 1日 (金) 12月 15日 (金)	倉吉商工会議所 (TEL: 0858-22-2191)		毎月第1・3金曜日 (13:00~16:00)
12月 12日 (火)	鳥取県立図書館 (TEL: 0857-26-8155)		毎月第2火曜日 (13:00~16:00)
12月 13日 (水)	境港商工会議所 (TEL: 0859-44-1111)		毎月第2水曜日 (13:00~16:00)
12月 20日 (水)	米子商工会議所 (TEL: 0859-22-5131)		毎月第3水曜日 (13:00~16:00)
12月 26日 (火)	米子市立図書館 (TEL: 0859-22-2611)		毎月第4火曜日 (13:00~16:00)

独自開催

鳥取商工会議所 中小企業相談所 (TEL: 0857-32-8005)	特許相談会	毎月第3火曜日 (10:30~16:30)
-------------------------------------	-------	-----------------------

「平成29年度中国地方発明表彰」報告

地方発明表彰は、各地方における発明・考案又は意匠の創作並びに発明の実施及び発明の奨励、創意の高揚に関し特に功績のあった者を顕彰することにより、地方における科学技術の振興を図り地域の産業の発展に寄与することを目的として、年1回実施されています。

本年の中国地方発明表彰式は10月27日（金）鳥取県（ホテルモナーク鳥取）にて開催いたしました。

なお、鳥取県で受賞された方は次の方々です。（敬称略）表彰式当日の様子は、鳥取県発明協会のHPをご覧ください。



おめでとうございます

賞名	発明・考案・創作者	応募技術の名称
中国経済産業局長賞	ローター工業株式会社	パルパーロータを備えるパルパー装置
鳥取県知事賞	光電気LEDシステム株式会社	配線中の電源調節装置の操作孔の強防水機構
鳥取県発明協会会長賞	日中東北物産有限会社	長尺物専用コンテナ
発明奨励賞	有限会社河島農具製作所	農業用高所作業機の変速中立装置
発明奨励賞	阪本勝・環境設計研究所	デザイン墓石
発明奨励賞	三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	高圧蒸気滅菌器
賞名	受賞者	
奨励功労賞	一般社団法人鳥取県発明協会 会長 清水 昭允	

「鳥取県版特許集2018」原稿募集のお知らせ

鳥取県産業振興機構知的所有権センターでは、知的財産活用への取組強化を目指して、県内企業等が保有する特許技術の移転（特許流通）支援に鋭意取り組んでおります。

その一環として、県内企業等が保有する特許技術の効果的な情報発信を行い、特許流通を促進することを狙いとして、「鳥取県版特許集2018」（冊子）の発行及びインターネットによる情報発信を企画しております。（平成30年3月上旬発行予定）

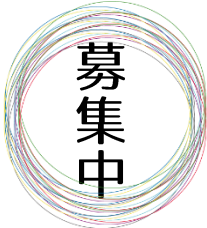
つきましては、皆様が所有されておられます特許等の有効活用として、特許集への掲載をご検討いただき、ご応募いただきますようお願いいたします。

■応募方法

鳥取県産業振興機構のHPよりご応募ください

■募集締切

平成29年11月30日（木）必着



【参考】鳥取県版特許集2017

問い合わせ
申込先

公益財団法人 鳥取県産業振興機構 知的所有権センター 担当：上田・福井
 電話：0857-52-6722 ファクシミリ：0857-52-6674
 電子メール：chizai@toriton.or.jp

えっ! そんなものでも**特許**になるの？

～食品メーカーが直面している、
自社のレシピを邪魔する他社特許の問題～

食品業界における知財活動の流れは、商標権の取得から特許権の取得へ、製法・配合特許から新たなタイプの特許へ移りつつあります。

カゴメの知財活動を通じて、食品メーカーが直面している他社特許の問題を紹介するとともに、そのような問題は、大手食品メーカーだけではなく、広く、食品業界全体に起こりうることを、皆様に身近な食品を例に挙げて説明いただきます。

知的財産
戦略セミナー

えっ!
そんなものでも**特許**になるの？

食品メーカーが直面している、
自社のレシピを邪魔する他社特許の問題

講師
カゴメ株式会社イノベーション本部
イノベーション開発部 技術知財グループ
課長 宮下 洋明

講師プロフィール
知財特許業務士一級17年目
保有資格:
一般社団法人鳥取県発明協会 特許専門顧問、付記特許士
2001年 3月 慶應義塾大学理工学部機械工学科卒
同年 4月 有限会社参事兼入社
2003年 6月 有限会社参事兼入社
2003年 9月 松下電器産業(株)(Panasonic)株式会社入社
2013年 12月 パナソニック株式会社退社
2013年 12月 カゴメ株式会社入社、現在に至る。

平成29年
12月8日(金)
10:30～12:00(受付9:50～)

国際ファミリープラザ
3階 会議室B
米子市加茂町2丁目180番地

定員 50名
参加費 無料

11/24(金)定員になり次第締め切り
とさせていただきます

主催:一般社団法人鳥取県発明協会・鳥取県

◆日 時:平成29年12月8日(金) 午前10:30～午後12:00
(受付開始:午前9:50～)

◆場 所:国際ファミリープラザ 3階 会議室B (米子市加茂町2丁目180番地)

◆講 師:カゴメ株式会社イノベーション本部 イノベーション開発部 技術知財グループ
課長 宮下 洋明 氏

◆定 員:50名

◆参加費:無料

◆主 催:一般社団法人鳥取県発明協会・鳥取県

◆申込期限:平成29年11月24日(金)

◆申し込み方法

① ちらしの参加申込書に必要事項を記入してFAX (0857-52-6674)で申し込む。

② 「お申込みフォーム」より申し込む。

③ Eメール(hatsu@toriton.or.jp) に必要事項をご記入の上、送信する。
(※後日、確認メールが届かない場合はお問い合わせください)

※携帯電話のメールをお使いの場合、パソコンから送られたメール受信を拒否している方は、
受信拒否設定の解除をお願いいたします。

【申し込み・連絡先】

一般社団法人鳥取県発明協会
〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5-1 鳥取県産業振興機構1F
TEL:0857-52-6728 FAX:0857-52-6674 E-mail:hatsu@toriton.or.jp

担当:藪田

外国出願計画がある場合は、必ず出願前にご相談ください

PCT特許出願、国際商標出願に要する費用

- (1) 申請期限：平成29年5月23日(火)～平成29年10月31日(火)まで。
平成29年12月15日(金)まで延長
- (2) 補助金額：PCT特許出願、国際商標出願に関わる費用(消費税除く)の1/2以内。1出願あたり30万円までを限度
- (3) 対象企業：鳥取県内に本社・事務所・工場等を持つ中小企業者、農林水産業者。
県内で事業をしていれば、個人事業主や組合も対象
- (4) 対象となる費用：日本国特許庁へ納付する出願関係費用
 - ・PCT特許出願手数料
(国際出願手数料、調査手数料、送付手数料、優先権証明費用等)
 - ・マド・スロ商標出願手数料(登録出願手数料、事後指定手数料等)
 - ・国内代理人費用
 - ・翻訳費用



外国出願補助金の募集期間を延長します。
(ただし、予算がなくなり次第終了いたします。)

平成29年12月15日(金)まで、

特許、意匠、商標を外国へ出願する費用

- (1) 申請期間：平成29年5月23日(火)～平成29年10月31日(火)まで。
平成29年12月15日(金)まで延長
- (2) 補助金額：外国出願に関わる費用(消費税除く。)の1/2以内
1出願あたり特許出願150万円、
実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願60万円、
冒認対策商標30万円を限度とします。
1企業(1グループ)当たり、各出願案件の上限額の範囲内において300万円を上限とします。
(上記金額の範囲内で複数出願への補助可能)
- (3) 対象企業：鳥取県内に本社・事務所・工場等を持つ中小企業者
県内で事業をしていれば、個人事業主や協同組合も対象
- (4) 対象となる費用：外国特許庁への出願時に要した費用
 - ・外国出願料
 - ・現地代理人費用
 - ・国内代理人費用
 - ・翻訳費用
 - ・その他(外国特許への出願に関連する通信費・振込手数料等)



詳しくは機構のホームページをご確認ください。

鳥取県産業振興機構 検索



←ここをクリックしてください

予算がなくなり次第、上記2件の補助金は終了となります。

問い合わせ
申込先

公益財団法人 鳥取県産業振興機構 知的所有権センター 担当：山本
電話：0857-52-6722 ファクシミリ：0857-52-6674
電子メール：ayamamoto@toriton.or.jp



製品責任を伴った新商品の創出

特許流通コーディネーター 福井繁信
(西部支部)

■はじめに

皆さん、こんにちは。

民間ものづくり企業出身で特許流通コーディネーター新任の福井です。

県内企業に対する特許技術の導入支援やマッチング支援、また特許技術の流通に関する商談会や展示会に関する業務を職務としています。ここで、本来職務とは少し逸れますが、発明→特許取得からその次に位置づけられるものづくりの観点で、最近少し気になることがあった新商品創出で、考慮しておくこと（製品責任）をみていきたいと思います。

■発明・特許から新商品の創出へ

新商品創出では、特許に限らずこれまで世の中に無かった課題解決のための機能や、楽しめるデザイン等見栄えに関する新規性、時には既存複数機能の融合で利便性を訴求することが多いものです。一般に、新商品を立ち上げる場合は、市場のニーズ取り込みや世の中の動きを想定し将来を見据えた商品戦略のもとで次のような工程を経て市場発売までを推し進めていきます。

【①構想→②概念設計→③試作評価→④詳細設計→⑤量産前評価→⑥市場発売】

発明を起点に特許取得したことまでで終始してしまう所謂休眠特許が多々あるのが現状ですが、実際に世の中に貢献するためには、そこから次のステップとして位置づけられる④詳細設計以降ものづくりの段階を推進していかなければなりません。発明・特許で新しい商品をどんどんと世の中に出していくのは望ましいことですが一方では、出した商品の物に対する責任は製造者側に付きまといてきます。これを疎かにした商品の創出では後々、大きな代償を払わされることとなります。例えば、紙パック容器で指をカミソリで切ったような傷を負った、ライターが点火時に爆炎して火傷を負った、商品の内部高温部に触れて火傷した、等々。昨今、製品の欠陥がもたらす重大な事故を目の当たりにする中で、商品や機械の創出においては“安全”がキーワードになっていると感じています。

発売しようとしている新商品は使用者にどんな扱い方をされるか、また、使用される環境にどんな場面が想定されていてその時の商品は機能や状態を維持できるのか、正常時、異常時、緊急時を想定して、すべての状況に応じて拡大損害の対応策を講じておく、または自己責任の立場で見解を持っておくことが必要となってきます。ここで、常識では考えられないような誤使用によって事故が生じた製品には欠陥は無かったと判断されることもあるようです。

-----ご参考まで-----

製造物責任（PL）法とは

製品の欠陥によって生命、身体又は財産に損害を被ったことを証明した場合に、被害者は製造会社などに対して損害賠償を求めることができる法律です。本法は円滑かつ適切な被害救済に役立つ法律です。具体的には、製造業者等が、自ら製造、加工、輸入又は一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責任があることを定めています。 また製造業者等の免責事由や期間の制限についても定めています。製造業者、消費者がお互い自己責任の考え方も踏まえながら、製品の安全確保に向けて一層の努力を払い、安全で安心できる消費生活を実現しましょう。

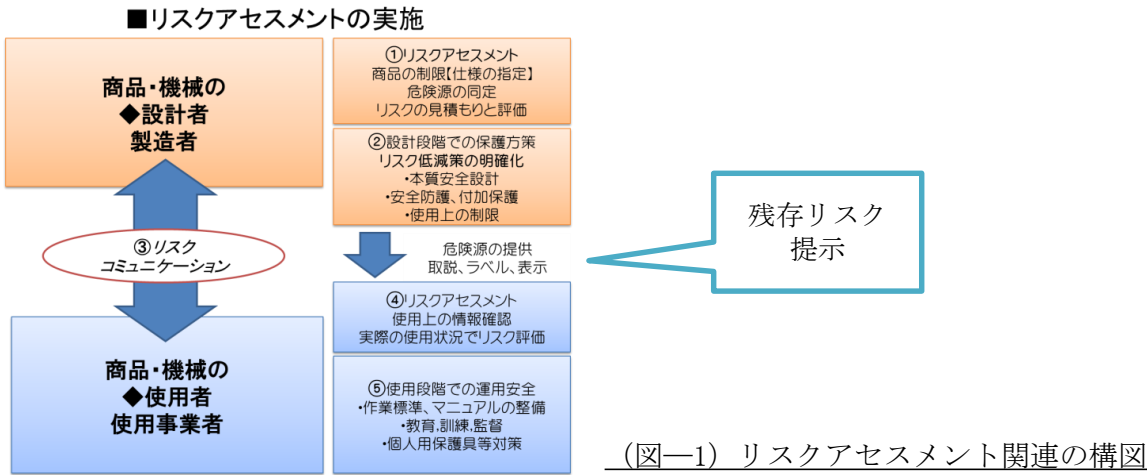
-----消費者庁関連より抜粋-----

鳥取県知的所有権センター担当者より

■製品安全のためのリスクアセスメント実施

新商品を創出するにあたっては、商品が持つリスクを設計者・製造者がどう考えて対策しどんな残存リスクがあるかを使用者に提示できるようにしておく責任があります。

これを、リスクアセスメントを通じたやり方としては、次の(図-1)①～⑤のようになります。



すなわち①リスクアセスメントで商品・機械の事故防止に於いてどの程度危険なのかを明確にする。例えば、商品の制限（仕様）明確化、危険源の同定、リスクの見積もりと評価 ②設計段階での保護方策 危険源への対処をするリスク低減策の明確化（次タイトル 3ステップ） ③リスクコミュニケーションで設計者と使用者が安全に関する合意形成を目的に、製造者側の責任範囲と使用者側の責任範囲を話し合う。相手が特定できない場合は市場調査やアンケート活用で方策を決める。 ④リスクアセスメントで使用者側は製造者側から危険源の情報提供を受けて使用状況に於けるリスク評価を行う。その結果に基づき、⑤商品・機械を安全に運用するために機械の場合は作業標準、教育訓練で使用段階での運用安全を行う。

■設計製造者側、製品安全リスク低減の 3ステップ。

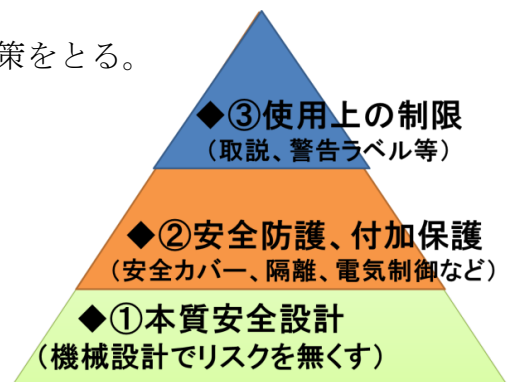
商品进行設計するうえでリスクアセスメントに基づいた安全方策をとる考え方は(図-2)のように3ステップで表すことができます。

ピラミッドの下から、①機械設計でリスクを無くす本質安全による対策を行う。

(ショートしても大電流が流れない構造とか、高温部が発生しない構造等のようにどう転んでも不安全にならないようにする)

それでも残存するリスクを明確にして②で必要な保護方策をとる。

ここでは、危険源から隔離することや、付加保護として電気制御等で危険源に曝されないようにする。ここまで来ても排除出来ないリスクは、③使用上の制限として、使用者に伝達して取り扱い上の配慮点として取説、警告ラベル等で対応する方法を取っていきます。



(図-2) 製品安全リスク低減3ステップ

最後に、設計・製造者側が商品を世の中に出していくにあたり、安全な製品を製造していただくための継続的な技術開発や、工程管理、出荷前の検査の徹底、また、排除できなかったリスクをラベル表示や取説で適正に提示すること、またアフターケアの充実で被害の発生・拡大の防止に努めることが製造者側に要求されていることと肝に銘じる中で商品化を推し進めることが必要です。一方の消費者側責任としては、表示・取説に従った取り扱いをすることや保守点検をこまめに行うことを求めていきたい。これらのことを通して、製造物責任法の趣旨である製造者側、消費者側が自己責任の考え方を踏まえながら安全で安心な消費生活を実現していきたいものです。 以上

「知財Q & A」は、知財総合支援窓口で実際にご相談のあった事例の中から、皆様のお役に立つと思われる案件をピックアップしてご紹介しています。



Q1

特許権消滅後の関連商品販売は不正競争防止法上問題ないの？

他社が保有する商品の特許権は消滅したので、同様の商品の製造販売を計画しています。しかし、当該商品は良く売れていることから、同じものを売ると不正競争防止法第2条1項1号に抵触しないか心配です。

不正競争防止法によると、「商品等表示」として保護の対象になるためには、商品自体の形態が特定の会社と分かるもの程度に知られていること、つまり、良く知られていることのようにですが・・・。

A **条文に該当するほど商品の外観に識別性があるかについて検討することが必要です。**

ご質問の件、当該商品はよく売れているとのことですが、商品を見たときに本当に1社を特定できる状態なのでしょうか？例えば、ネット上の商品カタログを見るなどして関連商品が複数販売されていないか確認することなどが必要です。

すなわち、条文上の「広く認識されているもの」に該当するほど、商品の外観に識別性があるか検討することが必要かと思われます。

その結果、1社を特定できる状態に無ければ、商品の外観に識別性はなく、製造販売は問題ないといえますが、弁護士等の専門家に相談するようにして下さい。

参考情報：不正競争防止法

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同様若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為



なおも更新中！

新米国特許法 対訳付き 2017年版

服部 健一 著
A5判 560頁 定価3,780円
送料350円

本書は、新米国特許法（AIA）について判例を入れて体系的に整理し、米国特許商標庁発行の最新資料、情報を取り入れてわかり易く取りまとめています。今後の法改正の重要点である101条特許主題、102条公表の定義、当事者系／登録後レビュー等の改正提案の内容も紹介しています。参考として日米欧特許法比較や米国特許法基本問題（クレーム解釈、有効性、不正行為、侵害）の法解釈のあり方の解説を追加し、内容を充実させています。

ISBN978-4-8271-1298-6

鳥取県発明協会 会員価格： 3,024円



平成26・27年改正を網羅した逐条解説です。

工業所有権法（産業財産権法） 逐条解説 第20版

特許庁編
A5判 2220頁 定価8,640円
送料460円

本書は、特許法・実用新案法・意匠法・商標法・工業所有権に関する手続等の特例に関する法律・特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律を、条文ごとに「旧法との関係」「趣旨」「参考」などの項目を設け詳細に解説した、工業所有権法（産業財産権法）に関して特許庁のオフィシャルな見解を示した基本解説書です。第20版は、「特許法等の一部を改正する法律（平成26年法律第36号及び平成27年法律第55号）」による改正をメインに改訂した最新版です。

ISBN978-4-8271-1278-8

鳥取県発明協会 会員価格： 6,912円



中国での商標取得におすすめの一冊!!!

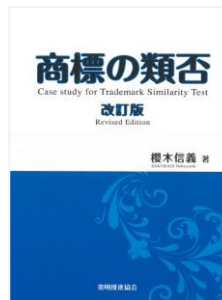
中国商標に関する 商品及び役務の類似基準 及びその解説 国際分類第11版対応

岩井 智子（編集/解説・翻訳）・
李菲菲（翻訳）
B5判 500頁 定価4,860円
送料460円

巨大な市場としての中国において商標権を得るには、類似の範囲を知っておく必要があります。第1編は、商標局編の「区分表」に日・英訳を付した対照式にしたもの。第2編は「区分表」に未掲載の商品及び役務で許容されたもの。第3編では、類否が重要となった14の判決について紹介しています。中国での商標権取得・行使を確実なものとするため、出願書類の記載に必須なものとして、おすすめの一冊です。

ISBN978-4-8271-1296-2

鳥取県発明協会 会員価格： 3,888円



類似基準に関する審・判決のてびき

商標の類否 改訂版

櫻木 信義 著
A5判 672頁 定価4,860円
送料350円

対比する商標の類否判断は、非常にリスクといえます。誤った判断を出せば新商品や新サービス化が遅れるだけでなく、審判や訴訟等になると時間だけでなく労力や費用がかかることとなります。それらのリスクを回避するためには、裁判所や特許庁がどのような判断をしたのかを知る必要があります。本書は、著者が数多くの商標の類否の審・判決を四半世紀にわたって蓄積・分析し、項目ごとにリスト化したものです。商標の類否の材料としてご活用頂ければ幸いです。

ISBN978-4-8271-1290-0

鳥取県発明協会 会員価格： 3,888円



特定農林水産物等の名称の保護に関する法律も収録！

平成28年改正 知的財産権法文集 平成29年5月30日施行版

発明推進協会 編
A6判 1184頁 定価2,400円
送料300円

本書は、本年5月30日に施行された「行政機関等の保有する個人情報情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律51号）」を組込み、6月2日に公布された「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律45号）」などの情報を表示しています。知的財産権に関連する法律・条約等を全般的に網羅した携帯に便利な法文集です。

ISBN978-4-8271-1295-5

鳥取県発明協会 会員価格： 1,920円



明日から使える実務のノウハウが満載!!

アジア四力国の知財契約 ～すぐに役立つ法律アドバイス

新出篤弘/林田淳也 共著
A5判 208頁 定価2,263円
送料300円

中国、韓国、インド、台湾は、アジアにおける日本の重要なパートナーです。これらの国々との契約でトラブルが増加している昨今、各国独自の法規制・法体系の十分な理解が必要とされています。本書は、大手製薬会社で長年にわたり、知財関連の各種契約の最前線で活躍された著者が、実践の立場から契約のノウハウや関連法規のポイントを簡潔に解説したものです。知財契約でのさまざまな問題解決に役立つ一冊です。

ISBN978-4-8271-0960-3

鳥取県発明協会 会員価格： 1,810円

鳥取県発明協会の会員様は
発明推進協会発行の書籍が20%OFFになります。

【書籍申し込み・入会お問い合わせ】

一般社団法人鳥取県発明協会 ☎ 0857-52-6728 E-Mail hatsu@toriton.or.jp



鳥取県特許関係情報 (平成29年10月発行)

◆特許公報目次・実用新案登録公報目次◆

出願人氏名	発明の名称	公報番号	出願番号	出願日
株式会社M I C O T Oテクノロジー	医療用鉗子	2017-176582	2016-070125	2016/3/31
株式会社M I C O T Oテクノロジー	医療装置	2017-176583	2016-070129	2016/3/31
株式会社ニシウラ	男性用尿取りシート	2017-192562	2016-084660	2016/4/20
株式会社ものづくりアドバンス	噴流式ハンダ付け装置用の圧力測定装置	2017-195384	2017-105240	2017/5/29
株式会社氷温	生鮮食材の抗酸化能増強方法及びその高鮮度流通方法	2017-184629	2016-074218	2016/4/1
国立大学法人鳥取大学	医療用鉗子	2017-176582	2016-070125	2016/3/31
国立大学法人鳥取大学	医療装置	2017-176583	2016-070129	2016/3/31
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	太陽光発電システムおよび制御ユニット	2017-192167	2016-078731	2016/4/11
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	金属ロール端面揃え装置	2017-177153	2016-067160	2016/3/30
パロアルトコード株式会社	年次コードを年月日に対応付けたカレンダー装置	特-06207946	2013-196505	2013/9/24
国立大学法人鳥取大学	酸素供給装置	特-06211253	2012-183159	2012/8/22
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	情報通信端末装置	特-06218571	2013-242853	2013/11/25
竹内 訓之	水田除草機	特-06210379	2014-026998	2014/1/27
日本セラミック株式会社	超音波送受波器	特-06210486	2013-166418	2013/8/9

◆商標出願状況◆

商標権者	文字商標	出願番号	指定商品又は指定役務
浦上 克哉 (外1名)	浦上式アロマオイル	2017- 2752	第3類
鳥取県	とっとり水素学習館 (鳥取すいそ学びうむ)	2016-142803	第4 1類
田中 裕樹	日本小顔ストレッチ協会、JAPANSMALLFACESTRETCHASSOCIATION	2016-147155	第4 1類・第4 4類
有限会社シュペール	M、MATSUMOTO、マツモト工務店	2017- 10474	第3 7類
柴田 英昭	コラージュ川柳、コラージュ川柳	2017- 35894	第1 6類・第2 8類・第4 1類
鳥取県	とっとり、すいそ学びうむ、SUISOMANABIUM	2016-142804	第4 1類
森田 孝	SEAZONATER、シーゾネーター	2017- 18520	第9類
森田 孝	WRAGRANCE、レグランズ	2017- 18528	第9類
久米桜麦酒株式会社	大山Gビール	2017- 13589	第3 2類
株式会社皆生温泉ホテルマネジメント	皆生よみがえりの水	2017- 5394	第3類・第3 2類・第4 3類
藤堂 将行	導体	2016- 58970	第4 1類・第4 4類
株式会社M I C O T Oテクノロジー	M I K O T O	2017- 21343	第9類
久米桜麦酒株式会社	大山ゴールド	2017- 13591	第3 2類
久米桜麦酒株式会社	大山ブロンド	2017- 13592	第3 2類
久米桜麦酒株式会社	ヴァイエンホップ	2017- 13593	第3 2類
久米桜麦酒株式会社	強吟	2017- 13594	第3 2類
久米桜麦酒株式会社	グランセゾン	2017- 13595	第3 2類

※詳細は公報にてご確認ください。

※公報の送付をご希望の方は、鳥取県発明協会 (0857-52-6728) まで申し込んでください。

(価格・・・会員：1枚 21円、会員外：1枚 32円+送料)

鳥取県発明協会会員向けサービスのご案内

- サービス名・・・「つきいち検索サービス」(無料・希望者のみ)
- サービスの概要・・・ご希望のキーワード群(最大3群)を登録していただき、前1ヶ月間に登録・公開になった公報を特許情報プラットフォーム(J-Plat-Pat)を使用して検索した結果(リストのみ)を毎月1回無料で送付します。
- その他・・・本サービスは会員外は有料(3,000円/年間・キーワード群)
New!! 公報全文の送付は有料(会員21円/枚、会員外32円/枚)
- 当協会ホームページにバナー広告を掲載いたします。(希望される法人会員のみ)
～入会(会員)及びサービスの詳細は下記お問合せ・お申し込み先までご連絡ください～

鳥取県発明協会協賛会員募集のお知らせ

特に、次代を担う青少年の創造性豊かな人間形成を図ることを目的として行っている事業に対しご賛同いただける方に、協賛会員という形で事業運営にご協力をお願いしています。(ただし、協賛会員は社員総会での議決権はありません。)

《会員特典》

- ① 協会主催の青少年向け啓発イベント及び発明教室等の優先案内
- ② 協会が主催する青少年向け啓発イベント及び発明教室における参加費及び材料費の減免又は免除
(この特典は、会員本人及び父母、祖父母又は子、孫に適用する)
- ③ 協賛会員の希望による青少年向けニュース及び会報誌の無料配布

《年会費》

一口 3,000円(何口でもご加入いただけます)

《申し込み方法》

下記お問合せ・お申し込み先までご連絡ください。



たくさんのご応募
ありがとうございました!

【発明くふう展・絵画展】
入賞者表彰式開催について

12/2日(土)

国府町コミュニティセンターにて
開催いたします。



■お問合せ・お申し込み先■

一般社団法人鳥取県発明協会

〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号

電話：0857-52-6728 FAX：0857-52-6674

E-mail:hatsu@toriton.or.jp

